

令和 7 年度第 3 回福祉問題審議会説明資料（計画抜粋）

<居場所について>

※「居場所」とは、いつでも帰ることができる心の拠り所や、心の許せる人

P.61

【基本目標 2】認め合い、支え合い、助け合えるまち

評価指標	現状値（令和 6 年度）	目標値
居場所があると思う市民の割合	新規取得	6 0 %
孤独である、孤立していると感じる市民の割合（時々ある＋常にある）	6. 1 %	4. 0 %

を受け入れてくれる人がいる場所を指す。

<虐待防止に関する施策>

・虐待に関するデータ※計画第 3 章抜粋）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
こどもへの虐待(人)	585	545	528	543	602
高齢者への虐待(人)	25	37	49	46	51
障がいのある人の虐待(人)	9	12	16	1 0	11
こどもへの虐待に関する相談(件)	11, 278	10, 521	11, 500	12, 328	16, 049
障がい者の虐待通報(件)	13	16	16	25	2 0

・こどもへの虐待防止に関する施策

基本施策 権利擁護と福祉・人権教育の推進

P.89

こどもを守る地域ネットワーク事業	さまざまな家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりのこどもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応の体制を強化し、すべてのこどもと子育て家庭が自立し、安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。	拡充	こども家庭課
------------------	--	----	--------

家庭支援事業	こどもへの虐待については、家庭支援事業やこども家庭センターでの相談・支援をするとともに、児童相談所との連携を図り対応します。さらに、「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」では関係機関との連携強化に努めるとともに、研修などを開催し、児童への虐待防止に取り組みます。	拡充	こども家庭課	P.89
--------	--	----	--------	------

基本施策 必要な人へ届ける支援の充実

こども家庭センター運営事業	虐待などの予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。「こども家庭センター」では、支援が必要なこどもとその家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。	新規	こども家庭課	P.93
---------------	--	----	--------	------

・高齢者や障がい者への虐待防止に関する施策

基本施策 権利擁護と福祉・人権教育の推進

権利擁護事業	さまざまな事業を通して、関係機関と連携を図り、虐待の予防、早期発見に努めます。高齢者に対する虐待については高年齢者相談センター（地域包括支援センター）が、障がいのある人に対する虐待については障がい者虐待防止センターが中心となって、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、適切に対応します。	拡充	高齢者支援課 障がい福祉課	P.89
--------	---	----	------------------	------